

NJ索流協 News

令和3年7月10日発行・発行所 ノースジャパン素材流通協同組合 〒020-0024 盛岡市菜園1丁目3-6（農林会館5階）
TEL 019(652)7227 / FAX 019(654)8533 / <http://www.soruyukyo.or.jp/index.html>

表 令和3年度地区別組合員会議開催状況

開催日	開催地	出席組合員数	出席者数
6月15日	十和田市	13	18
6月16日	大崎市	9	10
6月23日	遠野市	18	23
6月24日	八幡平市	12	13
7月1日	久慈市	10	11
計		62	75

※複数会場出席の組合員があるため延べ数

席者数は表のとおり)。23日の遠野会場の開会にあたり、鈴木理事長が次のとおり挨拶した。

「今年度の総会は皆様にお集まりいただき懇親会をと思っていましたが、新型コロナの影響で2年続けて縮小開催となり、誠に残念だつた。

NJ素流協は6月15日から7月1日まで5回にわたり、令和3年度地区別組合員会議を開催した(青森県、宮城県、岩手県各会場の出席者数は表のとおり)。23日の遠野会場の開会にあたり、鈴木理事長が次のとおり挨拶した。

林業講演会も1回はオンライン開催、各種研修会もなるべく外で回数を少なくして、ということになつたが、今年度は新型コロナの収束具合を見ながら、皆様のご要望に応えられるよう各種行事を行つていきたい。

ム販売の購入を控え、組合員の皆様の丸太を優先して納める体制をとつたが、取扱量は大きく減少した。秋の終わり頃から急激に需要が回復し、それに合わせて供給量を増やしたいと思つたが、簡単には増やせず、需要に応えきれなかつた。皆様のご要望に沿えるようないきたい」

通常総会で行えなかつ

ノースジャパン素材流通協同組合 令和3年度地区別組合員会議開催

令和3年度地区別組合員会議開催

1. 話題提供：鈴木理事長講話

た組合員への感謝状贈呈と記念撮影を行い、議事に移った。会議の主な内容は次のとおり。

住宅ロッジの金利を大幅に引き下げた。その結果住宅着工戸数が1.5倍に急増し、需要の急拡大のために供給バランスが崩れ、木材価格が急騰した。そうなると当然力ナダやヨーロッパの木材製品は価格の高い方へ流れる。またアメリカ国内では、大手米マツ工場が閉鎖されたり、西海岸で山火事が頻発し、その処理に追われた。その結果、日本では高値で一定量買うことはできるが、必要量が入つてこない事態になつた。

最も不足したのが、日本の住宅



挨拶する鈴木理事長（大崎会場）

で使われている米マツの梁、垂木、
2×4材料であるSPF（スプル
ス、パイン、ファーの総称）で、
これらの外材が入ってこないため
価格が急騰した。「これではどうに
もならない」ということで、日本
最大の集成材工場・中国木材の秋
田県能代市進出が今話題になっ
て。今まで外材で使われてきた強度が
保証された材料を、国産材で代替
しなければならないという需要が
起きてきている。

一方、中国ではいち早くコロナ
が収束し、経済回復が世界で一番
としての注文が殺到し、操業率アッ
プが図られている。

▼国内への影響

外材への依存率の高い部材が最
大の影響を受けている。とりわけ
梁材、横架材は国産材の自給率が
10%しかなく、ほとんどが米マツ、
レッドウッド、スギと米マツのハ
イブリッドに依存している。「昔の
ようにアカマツの梁を使えばよい」
とも言われるが、それは生産・供
給能力がないので無理である。そ
こで今一番代替需要が出ているの
が、集成梁、LVL梁、合わせ梁

早く起きた。ヨーロッパ、ニュー
ジーランド、チリ、東南アジアか
ら大量の丸太を高値で購入し、日
本へ木材が流れなくなつた。コン
テナ船が中国に集中することにな
り、欧米から日本への船が確保で
きくなり、ヨーロッパ産ホワイ
トウッド、レッドウッドが不足し、
価格が急騰した。これに対して、
住宅部材のプレカット工場は操業
短縮を図り、人工乾燥機を持つ製
材工場や集成管柱工場では代替材
としての注文が殺到し、操業率アッ
プが図られている。

土台材は、かつては米ヒバ、米
ツガの防腐材が中心だったが、徐々
に国産材へのシフトが進み、50%

はヒノキを中心とした国産材に代
わっている。東北ではアカマツ、
ヒバの土台が再度注目されると思
うが、いずれはスギの赤身土台に
移っていき、それらの工場の稼働
が進むのではないかと思う。

羽柄材は製材分野だが、どの工
場もフル稼働状態になつていて。
スギの出番ということで、3m、
3・65m、4mの人気が出でてくる。

▼今後の予測

外材の契約は、高値で物が足り
ない状態が続いている。コロナショッ
クからの経済回復は相変わらずア
メリカと中国が早い。最近は日本
向け高級無節材の価値が低下し、
海外から見た日本の木材需要の魅
力が減少している。またヨーロッ

パを中心に、地球温暖化対策、SDGsということで住宅の木造率がアップしている。日本国内では公共建築物等への木材供給が法改正で強化され、予算が通った後の発注になるため益過ぎから供給が本格化する。これらを考えると、少なくとも年内は外材高騰と不足の状態が続くことは確実ではないかと思われる。今年の夏から冬にかけて山を伐つたら確実に売れる状況が続くということだ。

▼他の注意点

シアラスカ（アラスカ先住民振興のために設立した企業）の活動停止で、日本の建具材として使われてきたシトカスプルースという非常に目のつんだ200年生の材が今後は入らなくなる。建具材用の目のつんだきれいな高齢級スギ材の需要がもう一度戻りそうだ。

ここ数年の豪雨災害の復旧工事に対しては潤沢に予算がついており、土木工事用杭丸太の需要が高くなると考えられる。杭丸太の需

要はカラマツに特化される傾向にDGSということで住宅の木造率がアップしている。日本国内では公共建築物等への木材供給が法改正で強化され、予算が通った後の発注になるため益過ぎから供給が本格化する。これらを考えると、少なくとも年内は外材高騰と不足の状態が続くことは確実ではないかと思われる。今年の夏から冬にかけて山を伐つたら確実に売れる状況が続くということだ。

▼今年の丸太生産・流通の注意点

・例年なく夏場の暑さが早くきて、虫食いが増えていく。早期販売を心がけていただきたい。

・カラマツ、アカマツ、スギ高齡材の着工戸数の伸びや米スギの資源状況が難しいことから、継続して日本からの輸出が伸びることが考えられる。2・5mの比較的太いスギ丸太の需要が続くのではないのか。

中国向けの丸太輸出は価格が上がりつづけているが、中国の国内向けと言ふよりは、中国に丸太を輸出し、加工してアメリカへ輸出するという、加工貿易の要素が強まっている。

2×4デイメンションについて2×5m、5mのスギ材は、今後は、これからは一定量国産材利用をしなければ駄目だということで、特に2×8、2×10は必須、また32円材証明は出せるので有効活用を。

・D材集荷の促進としては、再造林を含めて、地拵え経費を素材生産事業者がもらえるような形で進むのではないか。

ではお客様が一枚一枚見て、きれいな物から売れていくので、表裏のきれいな製品の需要が高まる。

最後に、昨年度もあちこちで豪雨災害が発生し、山の丸太が流失するようになる。また広葉樹用材はアメリカからの入荷が期待できないため、今年の秋以降確実に不足する。

・長級特殊材需要に応えると、有利な販売が可能。米マツ材が入らないと、特殊な寸法の注文が必ず来るようになる。また広葉樹用材所を選んでいただきたい。

2. 令和3年度事業計画

組合のスローガン「A～D材までのすべてを活用する」「組合員ファーストを理念とする」「ギブ・アンド・ギブに徹する」を継続するとともに、「売り手良し、買い手樹立の促進が必要。林地残材でもこれに対応するため森林經營計画樹立の促進が必要。林地残材でも32円材証明は出せるので有効活用を。

・D材集荷の促進としては、再造林を含めて、地拵え経費を素材生産事業者がもらえるような形で進むのではないか。

ア. 共同販売事業と木材需給動向

ア. 共同販売事業と木材需給動向

アカマツA材、2×4サイズ、8フィート(2・4m)、2・5mの成材用素材およびバイオマス発電用素材の取扱量は、昨年度実績に

約10万m³上乗せの52万m³を計画している(バイオマス1トン=1m³とする)。現在、合板、集成材等各工場は製品需要の回復により順調に稼働。工場によつては、増産して注文に対応している。外材の輸入不足もあり、特にカラマツ原木の引き合いが高い。バイオマス材の受入も順調。



遠野会場の遠野みらい創りカレッジ

より、前期繰越金2941万円を合わせ同基金の規模は6009万円となつていて。再造林助成金の交付額は2940万円で、昨年度の2倍を上回る実績となつた。当組合は令和2年度から、青森県の「青い森づくり推進基金」に対しても再造林協力金の拠出を行つてゐる。また当組合独自の再造林促進奨励事業については、全体で10haを計画している。

宮城県名取市「ノースジャパン100年復興の森」海岸防災林再生活動については、継続して管理を行う。

ウ・技術指導と調査研究、情報提供に関する事業

・いわて林業アカデミー就業体験
来春研修生を採用する考えがあり、就業体験研修の受入れに協力いただける事業体を随時募集する。

・林業用種子(カラマツ)の確保協力

岩手県森林再生基金事業の令和2年度協力金総額は2995万円で、岩手県に関する当組合員のうち95名が協力を行つた。これに

カラマツ種子の不足に対応するため、カラマツ球果採取と種子の提供に引き続き取り組む。

イ・森林再生に係る事業

岩手県森林再生基金事業の令和2年度協力金総額は2995万円で、岩手県に関する当組合員のうち95名が協力を行つた。これに

- ・原木トラック運送効率化
- 原木運送業の改善を図るため、要望陳情活動を継続的に行い、事故防止、労働安全、環境保全対策に必要な事業を実施する。原木運送の果たしている役割、重要性について様々な機会を通じて発信する。
- ・伐採・搬出・再造林作業ガイドライン
- 令和2年度は、環境や伐採後の再造林に配慮した施業を行うためのガイドラインについて見直しを行い、再造林に関する記述等をより充実させた。現在、ガイドラインに関するCRL認証(責任ある素材生産事業体認証)の全国協議会を立ち上げる準備が行われております。
- ・合法木材及びバイオマス材の適正供給
- 当組合の事業者認定期間が今年9月末までとなつていて、別途案内するとおり認定更新を行つていただきたい。
- ・鳥獣害拡大防止のためのシカ等の出没情報の収集に関する取組
- (株)マップクエスト、愛知県森林・林業技術センター、(国研)森林総合研究所が共同開発した「シカ情報マップ」を用いて、目撃情報、被害情報をインターネット収集し、地図上に更新する。組合員とともに情報収集に協力していく。
- ・研修会等の実施

・労働安全衛生について

林野庁では令和3年2月、「農林

水産業・食品産業の作業安全のための規範」について、林業の個別規範を策定した。取組状況の「チェックシート」は今後、補助事業の採択や国有林野事業の発注時に行政側から求められる予定なので、日頃から活用し、林業労働災害の撲滅に努めていただきたい。

・軽油引取税の免税措置

軽油引取税免除額は32・1円／㍑で、現行措置は令和6年3月末まで継続される。3年ごとの措置延長の際、林業・木材加工業での活用量が少ないことが指摘されており、積極的に活用していたいきたい。

・青年部会について

現在会員数は正会員32名、賛助会員5名で、新規会員を継続募集している。会員の知識・技術向上を図る研修や交流事業等のほか、今年は8月に岩手県八幡平市で児童・生徒を対象とした林業普及啓発イベントを開催する。

トピック

新たな「森林・林業基本計画」が閣議決定

令和3年6月15日、新たな森林・林業基本計画が閣議決定されました。森林・林業基本計画は、森林・林業基本法に基づき、国の森林・林業施策の基本的な方針等を定め

るもので、森林・林業をめぐる情勢の変化等を踏まえ、国民の意見も取り入れながら、概ね5年ごとに変更することとされています。

新たな基本計画では、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させ、森林の発揮する多面的機能の享受による社会経済生活の向上と、カーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現するため、次の5つの柱の施策に取り組むこととしています。

1. 森林資源の適正な管理・利用

森林資源の循環利用を進めつつ、多様で健全な姿へ誘導するため、再造林や複層林化を推進。天然生

林の保全管理や国土強靭化に向けた取組を加速させる。

2. 「新しい林業」に向けた取組の展開

新技術を取り入れ、伐採から再造林・保育に至る收支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を展開する。「長期にわたる持続的な経営」を実現できる林業経営体を育成する。

3. 木材産業の競争力の強化

外材等に対抗できる国産材製品の供給体制を整備し、国際競争力を向上させる。中小地場工場等は、

地域における多様なニーズに応える多品目の製品を供給できるようになり、地場競争力を向上させる。

4. 都市等における「第2の森林」づくり

中高層建築物や非住宅分野等での新たな木材需要の獲得を目指す。木材を利用することで、都市に炭素を貯蔵し温暖化防止に寄与する。

5. 新たな山村価値の創造

山村地域において、森林サービスを育成し、関係人口の拡大

を目指す。集落維持のため、農林地の管理・利用など協働活動を促進する。

令和3年度第1回 東北森林管理局国有林材供給調整検討委員会

林野庁東北森林管理局は6月10日、秋田市内において令和3年度第1回国有林材供給調整検討委員会を開催しました。当組合からは小野寺営業企画部部長が出席しました。林野庁東北森林管理局は6月10日、秋田市内において令和3年度第1回国有林材供給調整検討委員会を開催しました。当組合からは小野寺営業企画部部長が出席しました。林野庁東北森林管理局は6月10日、秋田市内において令和3年度第1回国有林材供給調整検討委員会を開催しました。当組合からは小野寺営業企画部部長が出席しました。

岩手県「木づかい宣言」事業者登録制度等の創設について

岩手県では、県産木材の利用促進に向けた新たな取組として、岩手県「木づかい宣言」事業者登録制度と、いわて木づかいサポート登録制度を創設しました。

1. 岩手県「木づかい宣言」事業者登録制度

県産木材を積極的に利用することを宣言し、その取組を進める事

されていきますので是非ご覧ください。

(有)丸大県北農林
ホームページ



<https://www.marudai-kenpoku.com/>

当組合の関連記事が 「山林」に掲載

大日本山林会の会誌である「山林」5月号、6月号に連続して当組合に関連する記事が掲載されています。ご一読ください！

5月号 「ノースジャパン素材流通

協同組合の誕生から発展の回顧
下山裕司」

6月号 「近年の広葉樹を巡る動向
と利用の可能性 鈴木信哉」

第1回林業経営講座を開催予定！

当組合員を対象とした、今年度の第1回林業経営講座を8月の盆

能代木材産業連合会セミナーで鈴木理事長が 講演

6月24日、能代木材産業連合会主催のセミナー「木の勉強会」が

「ノースジャパン 100年復興の森】 再生活動のお知らせ

「意欲と能力のある林業経営体」の公募・選定状況について

(2)青森県
・令和3年3月22日現在で39

當体。必要事項を記載した申請書

と添付書類を申請者の所在地の属

する地区を所管する地域県民局に

提出。

(3)宮城県
・令和元年12月25日現在で29

當体。申請書は県庁水産林政部林

業振興課に提出。問合せ先は同課

林業基盤整備班。

(4)秋田県
・令和3年3月25日現在で83

當体。申請書は、地域振興局農林

部森づくり推進課に提出。問合せ

先は地域振興局または県庁農林水

産部森林整備課。

(5)山形県

明け頃に開催予定です。「生産・造林作業機械化の先進事例」と題し、海外製林業機械等の導入事例に関する現地視察を企画しております。詳細については決まり次第ご案内しますのでお楽しみに!!

開催され秋田県内の林業関係者およそ30名が参加しました。当組合鈴木理事長が「ノースジャパンの取組と能代木材産業への提言」と題し、木材産業の現状や今後の予測等に関する講演を行いました。

・令和3年4月1日現在で88経営体。必要事項を記載した申請書と添付書類を主たる事務所の所在地を管轄する振興局等に提出。申請は、年4回受付（振興局等への締切：5月末日、8月末日、11月末日、1月末日）。

森林經營管理法に基づき市町村から經營管理実施権の設定を受けることが出来る民間事業者（意欲と能力のある林業経営体）について活動日程は決まり次第ご案内いたします。多くのご参加をお待ちしております。

対象は、自己または他人が保有する森林において、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている者（森林組合・会社・個人・令和3年3月25日現在で83経営等の組織形態は問わない）とされております。

各県の「意欲と能力のある林業経営体」の公募・選定状況は次のとおりです。

・令和3年3月26日現在で44経営者体。申請書は、申請者の主たる事業所の所在地を所管する総合支庁の森林整備課に正副2部を提出。(ただし、N.J.素流協の行動規範の利用は認められません)。

なお、申請にあたり、所属団体の行動規範が認められる場合には、N.J.素流協の行動規範をご活用ください。

ガイドライン・CR-L
認証についての意見交
換会が開催されました

6月30日、「伐採・搬出・再造林

催され、当組合より一条参与兼経営企画部部長、吉田経営企画課課長が出席しました。全国各地で伐採・搬出・再造林ガイドラインの普及やCRL認証の取り組みを進める行政及び林業関係団体等から38名が出席し、各地域における主伐再造林の状況やガイドラインに関する取り組みとその課題等



肝心力ナメの書類作成 14

——〇〇林業のTくんは、NJ素流協のSさんから、バイオマス材の証明について説明を受けています——

S 「そうです。そのためには、材を納入する度に二つの事柄を示す必要があります。その材の区分と、その材がきちんと分別管理されること、つまり別の区分の材が混ざっていないことです。この二つを示すために証明書を作成し、材と一緒に次の段階に引き渡すことで、区分が混ざらないようにするというのが、林野庁ガイドラインで取りまとめた証明制度です。」

T 「はい。」

S 「それではまず、区分についてお話ししましょう。林野庁ガイドラインによる、証明が必要な材の区分一つ目は、買取価格がより高い『間伐材等由来』の区分で、国有林・保安林・森林經營計画林からの材と間伐材が該当します。間伐材については『材積での伐採率が35%以内』と定義されているので注意が必要です。二つ目は『一般木質』の区分で、製材等残材とその他由来の証明が可能な材、具体的には、主伐の適合通知書が根

S 「そうです。そのためには、材を納入する度に二つの事柄を示す必要があります。その材の区分と、その材がきちんと分別管理されること、つまり別の区分の材が混ざっていないことです。この二つを示すために証明書を作成し、材と一緒に次の段階に引き渡すことで、区分が混ざらないようにするというのが、林野庁ガイドラインで取りまとめた証明制度です。」

T 「はい。」

S 「それではまず、区分についてお話ししましょう。林野庁ガイドラインによる、証明が必要な材の区分一つ目は、買取価格がより高い『間伐材等由来』の区分で、国有林・保安林・森林経営計画林からの材と間伐材が該当します。間伐材については『材積での伐採率が35%以内』と定義されているので注意が必要です。二つ目は『一般木質』の区分で、製材等残材とその他由来の証明が可能な材、具体的には、主伐の適合通知書が根

抛となる材、開発等による伐採や屋敷林で由来の証明ができる材が該当します。」
T 「種類が色々ありますね…自分が出す材がどの区分にあてはまるのか、どうやって見分けるんですか？」
S 「国有林なら売買契約書等、保安林なら伐採許可書等、経営計画林なら認定書…というように、伐採根拠書類を確認することによって区分が決まります。もし経営計画認定書がある材ならば『間伐材等由来』の区分、主伐の適合通知書や林地開発許可書、屋敷林の所有者証明書があれば『一般木質』の区分となります。区分を決める元になる書類なので、伐採根拠書類がとても重要です。つまり、〇〇林業さんのような素材生産者さんの役割が、バイオマス証明においても重要ということです。ガイドラインでは、証明を行う段階を2段階設定しているのですが、そこにもその重要性が表れています。」

ちよつと気になる木の話 60

限界集落から消滅集落へ

— 噫緊の課題なのに… —

日本では東京一極集中で、地方の活性化が叫ばれているが、その状況は一層加速化している。東北で見ると一桁の戸数だった集落は、限界集落から消滅集落へ突き進んでいる。

「林業にとって、問題はないのか?」である。林業界では、所有者不明森林対策は講じられているが、今ひし

ひしと感じられるのは、所有者は在るが、いずれ所有者不明になる森林への危機感である。

限界集落をはじめ山村では、離村するときに田んぼは売るが、山林は持つたままのケースが多い。離村して村を出て都会に行くと、不在村森林所有者となる。亡くなるとその二世が山林を相続する。山村とは縁が切れ、兄弟が多いと相続者を特定することが難しくなる。そのため、北東北では、不在村森林所有者を知っている在村森林所有者がいるうちに

共有名義の森林を皆伐して収益を分配しようとする動きがあり、分収造林も含めて伐採が進んでいる。
しかし、伐採後の対策は無く、天然更新となっている。当然、再造林は行われない。土地込みで林業事業体に売るとか、伐採後に市町村へ寄付するなら、今後の問題は少なくなると思うが、各人の意見が統一できず意思決定が難しい。

こうしたケースは、まだ限界集落までは可能であるが、消滅集落となると一層困難となる。都会に出た二世同志は、かつての仲間ではなくコミュニケーションが全く取れなくなってしまう。家も解体・崩壊してしまうと、消滅集落まで足を運ぶこともなくなり、一層関係は断絶してしまう。このような情勢から共有林だけではなく個人所有的山林も放置され、手入れどころか売買の交渉相手も見つけられないこととなる。限界集落から消滅集落へは本当に目前である。かつての中心集落も限界集落化の兆

しが出でている。

今こそ、共有名義森林の解消、自治体による土地付き山林の公売制度、自治体への寄付による優遇制度等の対策が急務である。国有林内に存在する薪炭共用林野や山菜共用林野等も集落の状況に応じて、再度チエックが必要である。

もう一つ、既に林業事業体として問題が表面化していることがある。消滅集落になると、集落への道は市町村道であっても除雪は行われない。そのため、冬に伐採する場合、旧市町村道から除雪しなければ、素材生産は不可能である。とすると、冬の早い豪雪地帯では、5月~11月以外は困難となる。とりわけ、冬伐りの広葉樹やアカマツだと9月~11月の3ヶ月しか作業期間は取れなくなっている。たとえ里山のブナは人気がある。「問題は取り上げられない」のである。林業関係者ならばと思うのだが、

合併では、旧村単位だと議員さんも一人しかいないケースが増えている。「問題は取り上げられない」のである。林業関係者ならばと思うのだが、旧山村出身の林業関係の公務員も極めて少なく、限界集落は身近な問題では無くなっているとさえ思われる。

スマート林業も良い!所有者不明森林対策も良い!山奥育ちの林業関係者の危惧も取り上げて欲しいなう

この結果、m³当たりの搬出コストが大幅に上昇することから、立木価格が低下し、所有者に不利益となり、ますます放置されることとなる。

でも、林道ではないので、林業予算では?とはならない。いっぽ、山間地にある廃田へ続く農道を含めて市町村道等から併用林道にすることも必要なかもしない。
問題が、大々的に取り上げられなければ、広城市町村合併により旧奥地の村役場職員が減り、合併市町の中心部に移住したこと、森林組合も広域合併して、同様の中心部に移住したこともあげられる。大きな広域合併では、旧村単位だと議員さんも一人しかいないケースが増えている。

「問題は取り上げられない」のである。林業関係者ならばと思うのだが、旧山村出身の林業関係の公務員も極めて少なく、限界集落は身近な問題では無くなっているとさえ思われる。

更に、消滅集落へ続く市町村道の修繕が全く行われなくなり、途中の橋の老朽化や法面崩壊等によりトラックが走行できないケースが続出して

いる。
!!

令和3年6月分の販売実績

樹種	合板・LVL用			製材・集成材・その他用			計		
	当月出荷量 (m³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)	当月出荷量 (m³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)	当月出荷量 (m³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)
スギ	12,367	116.8	228.4	11,230	113.5	199.2	23,597	115.2	213.5
カラマツ	1,919	142.8	44.9	2,332	116.3	882.9	4,251	127.0	93.8
アカマツ	3,060	112.3	87.1	236	24.2	12.7	3,296	89.1	61.3
その他	0	0.0	*	267	74.1	47.3	267	73.4	47.3
合計	17,346	118.3	131.4	14,065	106.3	168.9	31,411	112.6	145.9

樹種	燃料用		
	当月出荷量 (t)	前月比 (%)	前年同月比 (%)
スギ	3,787	93.4	70.0
カラマツ	2,747	107.5	105.1
アカマツ	1,246	70.0	159.4
その他	133	101.6	132.1
合計	7,914	92.9	88.8

注) *印は前月又は前年同月実績がなかったことを示す。

【令和3年6月の需給動向】

- スギの引き合いも強くなり、価格も値上げ傾向となる。出材も順調となり販売量も増加している。
- カラマツ原木は依然需要が強く供給が追いついていない。スギが順調な要因も影響している。
- アカマツは被害地域の伐採制限もあり出材は減少した。しかしアカマツの引き合いはまだ強い。

樹種	今年度累計			
	合板・LVL用 (m³)	製材・集成材 ・その他用 (m³)	計 (m³)	燃料用 (t)
スギ	33,306	31,112	64,417	11,259
カラマツ	4,817	5,804	10,621	8,133
アカマツ	8,665	2,223	10,888	5,125
その他	3	1,094	1,097	828
合計	46,791	40,233	87,024	25,345
目標達成率(%)	20.8	24.4	22.3	19.5
計画量	225,000	165,000	390,000	130,000

耳からウロコ

立春と春の彼岸と春分の日
—林業との関係は?—

季節を表すのに立春、立夏、立冬とあるが、春の兆しというものの2月ではそんな実感はわからない。そこで「暦のうえでは」と注釈がつく。それよりは、春の彼岸、秋の彼岸は季節感と「どんびしやり!」である。彼岸にはお墓参りをするが、これは日本独自のものだという。この彼岸の中日が春分の日、秋分の日で天文学によるという。太陽が真東から昇り、真西に沈む日で、净土が遙か西にあるので、この日に淨土側の彼岸を祈ることだと。(なるほど……)

さて、私の若いころ関西で、大きな山主さんから「木は二百十日過ぎてから伐れ」とよく言われた。210日だと約7ヶ月だから7月過ぎに伐採するのかと思ったが、それでは、水を吸い上げている真夏! 真っ盛り中である。(おかしいな~?)

詳しく聞くと、二百十日とは、立春から210日だと解った! 9月1日頃になる。この時機なら納得できる。こ

の頃に伐採された優良木は、10月~12月の各原木市場の記念市に並ぶことには伐採を中止していた。木に水が上がり始めるもあるが、田植えのため40年~50年代までは、素材生産業者の中心は半農半林だったのである。

私の田舎でも夏は農業、冬に林業の人が多かった。当然、生きるために米が大切だったからで、ご馳走として彼岸には、必ず餅が供えられた。春はボタ餅、秋はお萩である。でも、同じ花の季節が一緒だったので牡丹餅、萩餅からのネーミングだったとか?

余談だが、日本の五節句は1月7日(本来は1月1日)、3月3日(桃の節句)、5月5日(端午の節句)、7月7日(七夕の節句)、9月9日(菊の節句)となっているが、すべて奇数である。中国の陰陽によるもので奇数は(+)偶数は(--)となっている。なるほど、でも11月11日は五節句にはないが奇数だけである。

奇数は陽の固まりで縁起が好いので、様々な業界の記念日であり、記念日の王様もある。「納得!」